

F A X案内 R6. 3. 11

(一社)石川県自動車整備振興会

3月8日に車検証等の再々伸長の公示がなされました。先日のF A X案内について有効期間の取扱いについてご案内致します。

「使用の本拠の位置」が内灘町以北であって車検証の有効期間が令和6年1月1日～5月30日までの自動車は引続き今年の5月31日まで運行することが出来ます。

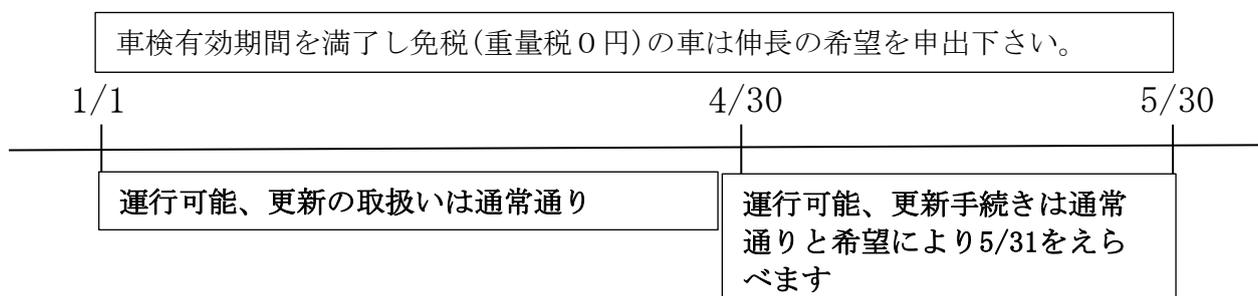
※ 対象地域は、当会ホームページにてご確認ください。

対象地域における継続検査(車検)申請による有効期間更新の取扱いは以下の通りとなりますのでご留意下さい。

■ 元の有効期間を満了し、令和6年3月8日～4月29日の間に更新手続きを申請した場合、次回車検満了の日は1年又は2年後の申請日の前日となります。(注：4月1日、5月31日にはなりません。)

■ 対象地域の車であって、令和6年4月30日以降に更新手続きを申請する際に5月31日までの満了の日を希望することが出来ます。
(さらに伸長措置が無い場合、対象地域外になった場合)

■ 新車初回車検で免税(重量税0円)の車は車検満了の日から15日を経過すると免税が受けられません(重量税が掛かります)。
この場合、車検伸長を希望すると元の満了の日を5月31日と読み替えますので、あらためて免税(重量税0円)として取り扱われます。
※(車検証備考欄を確認し、該当する車は伸長の希望を申出下さい。)



全会員にF A X送信しておりますが、能登地区ではF A Xが届かない事業場がありますので、可能であれば近隣その他連絡の取れる事業場にご連絡のご協力をお願い致します。(振興会ホームページにも掲載しております。)